

事業場排水の規制に関する行政指導指針

(平成 27 年 1 月 27 日制定)

1. 目的

この指針は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するとともに公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質を下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 8 条に規定する技術上の基準に適合させるため、下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する工場又は事業場（以下「事業場等」という。）に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反 法及び岡山市下水道条例（昭和 62 年条例第 47 号。以下「条例」という。）で定める水質の基準（以下「下水排除基準」という。）に適合しない下水を公共下水道に排除することをいう。
- (2) 指導 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号及び岡山市行政手続条例（平成 9 年条例第 58 号）第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。
- (3) 水質管理責任者 条例第 15 条に規定する水質管理責任者をいう。

3. 対象事業場

指導は、立入検査に伴う水質検査の結果又は水質測定義務による分析結果の報告から違反事実が判明した事業場等を対象に行うものとする。

4. 指導の基準

指導は、次の各号に定める違反の状況等を考慮し、別に定める運用基準により決定する。ただし、違反の原因が悪質で、緊急の措置を必要とするなど運用基準によりがたい場合はこの限りでない。

- (1) 違反した下水の水質及び水量
- (2) 違反の原因
- (3) 過去の行政指導の経緯

5. 指導の方法

指導の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反判明後速やかに違反の事実（違反項目・測定値・採水日時等）を通知し、水質改善のための応急措置を講じさせる。
- (2) 違反の原因及び再発防止策について聴取を行う。聴取は、代表者又は水質管理責任者に来庁させて行うことを原則とする。このとき、必要に応じて立入調査を行い、違反の原因について調査する。
- (3) 聴取の際、「口頭」による注意、「注意書」による注意又は「警告書」による警告を行い、水質改善の指示を行う。
- (4) 期限を定めて違反の原因、改善措置の具体的な内容及び改善措置完了予定年月日等を記載した改善計画書を提出させる。
- (5) 改善計画書に基づく改善措置完了後は、水質検査を実施し、下水排除基準に適合していることを確認する。
- (6) 期間を定めて水質測定義務による分析結果を報告させ、排除する下水の水質の状況を把握する。

附 則

本指針は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。